

表1 ひとり親の子育て世帯

対象者	申請方法	支給方法	支給時期
令和4年4月分の児童扶養手当を受給された方	申請不要です。	手当受給口座に振り込みます。	6月下旬頃
公的年金等受給者で、令和4年4月分の児童扶養手当が全額停止の方(※)	申請が必要です。	申請書に記載された口座に振り込みます。	申請受付後順次
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変するなどし、収入が児童扶養手当の対象水準に下がった方			

(※) 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合

表2 その他の子育て世帯

対象者	申請方法	支給方法	支給時期
令和4年4月分から令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和4年度住民税が非課税の方	公務員以外の方 →申請不要です。	手当受給口座に振り込みます。	4月分受給者 →7月上旬頃 その他→手当 認定後順次
	公務員の方 →申請が必要です。	申請書に記載された口座に振り込みます。	申請受付後 順次
高校生相当児童(※)のみを養育している方で、令和4年度住民税が非課税の方	申請が必要です。	申請書に記載された口座に振り込みます。	申請受付後 順次
高校生相当までの児童を養育する方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変するなどし、収入が令和4年度住民税の非課税世帯の対象水準に下がった方	申請が必要です。	申請書に記載された口座に振り込みます。	申請受付後 順次

(※) 高校生相当児童：平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童

低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、食費などの物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

▽支給額 児童1人当たり5万円(1回限り)

▽対象・申請方法など

- 低所得のひとり親世帯：表1のとおり
- その他低所得の子育て世帯：表2のとおり

詳しくは、子育て応援サイトの「キッズの「子育て世帯生活支援特別給付金」のページ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、食費などの物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

▽対象・申請方法など

- 低所得のひとり親世帯：表1のとおり
- その他低所得の子育て世帯：表2のとおり

詳しくは、子育て応援サイトの「キッズの「子育て世帯生活支援特別給付金」のページ

6月23日から29日までは男女共同参画週間です



誰もが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、皆さん一人ひとりの取組が必要です。男女共同参画について、この機会に考えてみましょう。



その他世帯

ひとり親世帯

- ▽2022年度キャッチフレーズ「あたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ
- ▽その他 詳しくは、男女共同参画局のホームページで確認できます。
- ▽問合せ 企画政策課
- ▽市民文化ホールの指定管理者を募集します
- 市では、市民文化ホール(秋川キララホール)の管理運営を行う指定管理者を募集します。
- ▽募集内容など
- 施設名と所在地：秋川キララホール(秋川1-16-1)
- 応募資格：市民文化ホールの管理運営を安全かつ正確に行える団体・法人
- 指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
- ▽説明会
- 日時：7月4日(月) 午前9時30分～
- 会場：あきる野ルピア(秋川1-8) 3階産業情報研修室
- 現地説明会：概要説明終了後、現地に移動を行います。
- 申請予定団体は、6月30日(木)までに「募集説明会参加申込書」を提出してください。
- ▽応募書類の配付 7月8日(金)まで
- 書類は市ホームページからダウンロードできます。
- ▽申込み方法 8月8日(月)から8月12日(金)午後5時までに、直接窓口へ提出してください(祝日を除く)。
- ▽申込み・問合せ 生涯学習推進課生涯学習係(直通558・2438、FAX558・1560)

男女共同参画ホームページ



あきる野市消防団協力事業所表示制度

この制度は、市の消防団活動に協力していただいている事業所に対し、「消防団協力事業所表示証」を交付するものです。

▽認定基準 次のいずれかに該当する事業所

- 2人以上の従業員が消防団に入団している
- 従業員の消防団活動について、積極的に配慮している
- 災害時などに資機材を消防団に提供する等、消防団活動に協力しているなど

- ▽産前産後期間は国民年金保険料が免除になります
- 「国民年金第1号被保険者」が出産したときは、出産前後の一定期間の保険料が免除され、保険料を納めた期間として、将来の年金額に反映されます。
- 産前産後期間の保険料をすでに納付した方や、毎年継続して免除・猶予制度を利用している方も届出してください。
- ▽期間 産前産後期間(出産予定日から出産日が属する月の前月から4か月間)
- 多胎妊娠の方は、出産予定日から出産日が属する月の3か月前から6か月間
- 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。
- ▽対象 「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方

あきる野市消防団協力事業所一覧表 令和4年6月1日現在

事業所名	住所
鈴木建築	五日市560
株式会社フジワラ技建	三内259
秋川農業協同組合本店	秋川3-1-1
秋川農業協同組合東秋留支店	二宮2305
秋川農業協同組合多西支店	草花3076
秋川農業協同組合増戸支店	伊奈859-1
秋川農業協同組合五日市支店	五日市18
有限会社アキオートサービス	小川東1-24-4
株式会社高木造園	小川東1-22-4
松村ダスト有限公司	あきる野市館谷251-1
株式会社トーエテクニカ	あきる野市引田495

▽その他 認定期間内に限り、表示証を事業所に表示することができず。また、その画像をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページなどの広告に使用できません。

▽申請方法 「あきる野市消防団協力事業所認定申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。

●申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

▽問合せ 地域防災課防災係

- ▽届出時期 出産予定日の6か月前から
- 出産後でもさかのぼって届出ができます。
- ▽持ち物 母子手帳、マイナンバーカード(お持ちでない方は、運転免許証などの本人確認書類)
- ▽届出・問合せ 保険年金課年金係
- ▽届出時に必要な書類
- 国民健康保険：保険年金課国民健康保険係
- 後期高齢者医療制度：保険年金課後期高齢者医療係
- 介護保険：高齢者支援課介護保険係

提出が必要な書類を案内しますので、後日必ず提出してください。健康保険は、加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替え、提出された必要書類に基づいて加害者もしくは保険会社へ請求します。

●仕事や通勤途中での負傷は、健康保険証を使うことはできません。

●第三者行為によって介護保険を利用する場合も届出が必要となります。

●必要書類を提出しない場合や加害者と不利な示談などをした場合、健康保険証が使えなくなる場合があります。

交通事故などに遭ったときは必ず届出してください

交通事故や傷害事件など、第三者行為による治療のために医療機関を受診する場合、原則加害者とその損害を負担しますので、健康保険証は使用できません(必要書類の提出を条件に、申出により使用を許可する場合があります)。

健康保険証の使用を希望する方は、必ず加入している健康保険へ連絡し、健康保険証の使用許可を得てください。その際に